

## 誰もが働きやすい職場づくりを実現

～「多様な働き方推進事業費補助金」の募集を9月1日から開始～

■京都府では、子育て環境日本一の実現に向け、府内企業の子育てにやさしい職場環境づくり等を支援する「多様な働き方推進事業費補助金」の募集を9月1日から開始しますので、周知をお願いします。

### 1 ポイント

- ・ 時間単位の年次有給休暇制度の導入、子連れ出勤のための施設整備やテレワークの導入など、多様な働き方の推進に取り組む府内中小企業等を対象に、その経費の一部を助成
- ・ 仕事と子育て等を両立しながらキャリアアップを図るための制度を整備した場合、補助率及び補助上限額を引き上げ【拡充】
- ・ 北部地域人材確保プロジェクト推進コースを新設し、北部地域の副業・兼業人材の活用を推進【新規】

### 2 募集期間

令和8年9月1日（火）～令和8年12月25日（金）（必着）

### 3 主な内容

| コース名 |                         | 一般    |     | 拡充<br>（仕事と子育て等を両立しながらキャリアアップを図る制度を整備した場合） |     |
|------|-------------------------|-------|-----|-------------------------------------------|-----|
|      |                         | 補助上限額 | 補助率 | 補助上限額                                     | 補助率 |
| 1    | 誰もが働きやすい職場づくりコース        | 50万円  | 1/2 | 100万円                                     | 2/3 |
| 2    | 病児保育コース                 | 100万円 |     |                                           |     |
| 3    | 育児休業取得促進コース             | 50万円  |     |                                           |     |
| 4    | テレワークコース                | 50万円  | 2/3 |                                           |     |
| 5    | 北部地域人材確保プロジェクト推進コース【新規】 | 100万円 |     |                                           |     |

※補助上限額については、事業内容によって異なります。詳細は、京都府ホームページの「多様な働き方補助金」に掲載しています。

（URL）<https://www.pref.kyoto.jp/rosei/tayounahatarakikata.html>

（次頁あり）

## 4 申し込み

### (1) 申込方法

交付申請に必要な書類を提出（電子メール、郵送、持参）

### (2) 申請書提出先

【誰もが働きやすい職場づくりコース、病児保育コース、育児休業取得促進コース、北部地域人材確保プロジェクト推進コース】

京都府商工労働観光部労働政策室人材確保推進係

TEL: 075-682-8925

E-mail: rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70

京都府民総合交流プラザ京都テルサ東館2階

【テレワークコース】

京都企業人材確保センター

TEL: 075-682-8948

E-mail: jinkaku-center@kyoto-jobpark.jp

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70

京都テルサ東館2階

※交付申請書等の様式は、京都府ホームページ「多様な働き方推進事業費補助金」からダウンロードいただけます。

(URL: <https://www.pref.kyoto.jp/rosei/tayounahatarakikata.html>)

### 【本報道発表に関するお問合せ】

商工労働観光部労働政策室 企画参事 湯川 電話 075-682-8923



働きやすさの実現で、人材確保・定着を促進！／

# 多様な働き方推進事業費 補助金のご案内



最大

100万円

## 誰もが働きやすい 職場づくりコース



- 仕事と生活(育児・介護)の両立支援のための就業規則等社内制度の整備
- 労働生産性の向上による長時間労働の削減につながる機器、ソフトウェアの導入
- 子連れ出勤スペース(託児スペース等)の整備
- 多様な働き方の理解促進に向けた研修・セミナーの実施、参加
- 外国人従業員のために行う就業規則や業務マニュアル等の翻訳・日本語学習サービスの利用 等



## 病児保育コース

- 病児対応の子連れ出勤スペースの整備
- ベビーシッターの派遣
- 子の看護休暇の取得促進のための社内制度の整備 等

## テレワークコース



- テレワークの実施・推進のための情報通信機器(パソコン等)の導入
- テレワークに関する社内制度の整備
- テレワークに関する研修・セミナーの実施、参加 等

## 育児休業取得促進コース

- 育児休業の取得促進のための社内制度の整備
- 育児休業取得促進のための研修・セミナーの実施、参加 等



## 北部地域人材確保プロジェクト 推進コース **New!**

- 北部七市町において※、副業・兼業を推進するための制度整備に係る事業 等



仕事と子育て等を両立しながらキャリアアップを図るための制度を導入した場合、補助上限額及び補助率が拡充されます。

※福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町に事業所を有している者

申請期間

令和8年12月25日金まで

詳しくはこちら

補助金の詳細については  
京都府HPをご覧ください▶



## 補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行う者であって、以下のいずれかに該当する者（みなし大企業に該当しない者及び国または地方公共団体から出費を受けていない者に限る。）

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たす者（個人事業を含む）。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たす者

| 業種区分                                                | A 資本金基準（資本の額又は出資の総額）                                                | B 従業員基準（常時使用する従業員の数） |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------|
| ① 製造業、建設業、運輸業                                       | 3億円 以下                                                              | 300人 以下              |
| ② 卸売業                                               | 1億円 以下                                                              | 100人 以下              |
| ③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）                   | 5,000万円 以下                                                          | 100人 以下              |
| ④ 小売業                                               | 5,000万円 以下                                                          | 50人 以下               |
| ⑤ ゴム製品製造業<br>（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円 以下                                                              | 900人 以下              |
| ⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業                                | 3億円 以下                                                              | 300人 以下              |
| ⑦ 旅館業                                               | 5,000万円 以下                                                          | 200人 以下              |
| ⑧ その他の業種（上記以外）                                      | 3億円 以下                                                              | 300人 以下              |
| その他の法人                                              | C 組織形態・従業員数                                                         |                      |
| ⑨ 組合、連合会                                            | 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会                               |                      |
| ⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人                                  | 常時使用する従業員の数が100人以下の者                                                |                      |
| ⑪ 社団法人（一般・公益）                                       | 直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、<br>①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者 |                      |
| ⑫ 財団法人（一般・公益）                                       | ①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者                                   |                      |
| ⑬ 特定非営利活動法人                                         |                                                                     |                      |

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けている者のうち会社以外の者

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けている者のうち会社以外の者

エ ア、イ、及びウに掲げる者のほか、知事が認める者

## 補助上限額・補助率

| コース名                           | 一般                  |     | 拡充 <sup>※1</sup> |     |
|--------------------------------|---------------------|-----|------------------|-----|
|                                | 補助上限額               | 補助率 | 補助上限額            | 補助率 |
| 誰もが働きやすい職場づくりコース <sup>※2</sup> | 50万円                | 1/2 | 100万円            | 2/3 |
| 病児保育コース <sup>※2</sup>          | 100万円 <sup>※3</sup> |     |                  |     |
| 育児休業取得促進コース <sup>※2</sup>      | 50万円                |     |                  |     |
| テレワークコース                       | 50万円                |     |                  |     |
| 北部地域人材確保プロジェクト推進コース            | 100万円               | 2/3 |                  |     |

※1 仕事と子育て等を両立しながらキャリアアップを図るための制度を導入した場合は、【補助上限額】100万円【補助率】2/3

※2 複数事業者が共同で実施する場合は、【補助上限額】100万円

※3 ベビーシッター派遣事業は、【補助上限額】10万円、病児対応の子連れ出勤スペースの整備事業は、【補助上限額】100万円、子の看護休暇の取得促進制度の整備事業は、【補助上限額】15万円

## 補助対象期間

交付決定日～令和9年2月28日(日) ※期限までに、経費の支払いも含め事業を完了することが必要です。

## 【お問い合わせ先】

誰もが働きやすい職場づくりコース 病児保育コース  
育児休業取得促進コース 北部地域人材確保プロジェクト推進コース

京都府 商工労働観光部 労働政策室

☎ 075-682-8925

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F

受付時間：平日9時～17時

## テレワークコース

Kyoto Industries Human Resources Center  
京都企業人材確保センター

☎ 075-682-8948

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F

受付時間：平日9時～17時

